

ハートピアの森 介護支援センター
指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

厚生省令第38号（平成11年3月）第4条第1項の規定に基づき、当該事業者の居宅介護支援の提供に監視、利用者に説明すべき事項は、次の通りです。

1. 事業者の概要

① 法人の名称	株式会社ハートピア
② 法人の所在地	静岡市駿河区手越325-7
③ 電話番号	054-257-6933
④ 代表者氏名	代表取締役 近藤 大貴

2. 事業所の概要

事業所の名称	ハートピアの森 介護支援センター
事業所の所在地	静岡市駿河区手越420-3
介護保険事業所番号	2274201231
管理者	近藤純子
第三者評価の実施	無し
通常サービス地域	静岡市

3. 事業所の職員の概要

職種	員数及び勤務形態	
管理者兼介護支援専門員	1人 常勤	鍼灸師
介護支援専門員	1人 常勤	介護福祉士

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12/30～1/3を除く)
営業時間	AM8時30分～PM17時30分まで

※但し、営業時間外でも連絡可能

5. 運営方針

当事業所は、要介護者が保険・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行い常にサービス計画の実施状況を把握し、利用者が自立した日常生活を営む為の支援を行うものとする。

6. 居宅介護支援の内容

(1)要介護認定の申請代行

利用者の意思を確認した上で要介護認定の申請が円滑に行われるよう申請の代行を行います。

(2)介護サービス計画の作成

本人と家族の同意を得て、最大限のニーズが反映できるようサービス計画を作成します。

(3)居宅サービス計画作成の管理(居宅サービス計画の変更等)

モニタリングを行い、適切なサービスが提供されているかを管理していく。不都合が生じた場合は直ちに再アセスメントを行い必要に応じたサービスの変更を行うものとする。

(4)サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

※前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合等

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与、
の利用状況は別紙の通りです。

7. 居宅介護支援の利用にあたって

(1)サービス提供困難時の対応

当事業所よりサービス提供が困難と認められた時は、他の事業所を紹介致します。

(2)秘密保持及び個人情報の保護

正当な理由がない限り、居宅介護支援により知り得た情報は洩らしません。サービス担当者
会議等において個人情報の提供は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、当該家族の
個人情報は用いません

(3)緊急時の対応

①事故発生時、緊急連絡カードに基づき家族・主治医に連絡をとります。

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者家族
に連絡をとります。

②利用者の病状に急変が生じた場合、主治医に連絡を取り必要な対応を講じます。

8. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし保険料滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヵ月あたり下記の料金を一旦お
支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、市役所の窓口へ提出して頂くと、全額払い戻しを受けることがで
きます。

① 居宅介護支援費(1ヵ月あたり)

介護度	単位
要介護 1・2	1086
要介護 3・4・5	1411

※事業所全体の担当利用者数が法律で定められた人数を超過した場合は、超過した分の
利用者の利用料が逡減される場合があります。

②加算費(1ヵ月あたり)

加算項目	単位
初回加算	300
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750
退院・退所加算(Ⅲ)	900
緊急時等居宅カンファレンス加算	200
ターミナルケアマネジメント加算	400
通院時情報連携加算	50

(2)交通費

葵区(一部山間地域除く)と駿河区にお住まいの方は無料です。

これ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費(実費)を申し受けます。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

1. 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道10キロメートル未満・・・ 500円
2. 通常の事業実施地域を超えた地点から、片道10キロメートル以上・・・ 1,000円

9. サービスの終了について

次の場合にはサービスは自動的に終了します

- ①あなたが介護保険施設に入院又は入所した場合
- ②あなたが要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ③あなたがお亡くなりになった場合

10. 個人情報使用に関する同意

事業者および従業者は、あなた及びご家族の個人情報を以下による必要最小限の範囲内で使用提供または収集します。

- ①利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議での情報提供の為。
- ②介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整の為。
- ③あなたが医療サービスの利用を希望され、主治医の意見を求める必要がある場合。

11 サービス内容に関する苦情相談窓口

迅速・適切な対応を心がけておりますが、万一不満や苦情がおありでしたら、遠慮なくお申し付けください。

下記電話番号、責任者宛にご連絡をお願いいたします。

①当事業所お客様相談窓口

管理者 近藤 純子

TEL:(054)257-6933

②静岡市役所 介護保険課

TEL:(054)221-1377

③静岡県国民健康保険団体連合会

TEL:(054)253-5530

(事業者)

居宅介護支援にあたり、この説明に基づいて重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

静岡県静岡市駿河区手越420-3

株式会社ハートピア 代表取締役 近藤 大貴

説明者

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

(続柄)